

第 6327 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 11月 25日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 特定事業者等へ報告を求める措置の創設

Q：今年度の税制改正で、特定事業者等へ報告を求める措置が創設されたそうですが、どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

平成31年度の税制改正では、特定事業者等へ報告を求める措置が創設されました。これは、課税庁が事業者に対して、一定以上の取引金額のある個人や法人の取引情報の提供を義務付けるもので、令和2年1月1日以後から適用されることとなっています。

内容は、所轄国税局長が、特定取引の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者又は官公署(特定事業者等)に、特定取引者の氏名又は名称、住所やマイナンバー等につき、特定取引者の範囲を定め、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告を求めることができるとするものです。報告を求めることができるケースは、次の3つです。

- ①特定取引者が行う特定取引のうち、国税に関する過去の調査において、課税標準が1,000万円を超える者のうち、過半数の者について更正決定等をすべきと認められている場合
- ②特定取引者が行う特定取引に係る物品又は役務を用いることにより脱税を引き起こさせると推測される場合
- ③特定取引者が行う特定取引の態様が通常の場合にはとられない不合理な場合で、その取引によって脱税を生じさせることが推測される場合

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

